

平成31年3月8日  
海事局船員政策課

## 船員の健康確保と船内生活の魅力向上のため 「第2回 船舶料理士資格の効率的な取得に関する検討会」を開催します。

海事局船員政策課では、「船舶料理士資格の効率的な取得に関する検討会」を開催し、国家資格である船舶料理士の育成に必要な資格取得要件のあり方とともに、船内で調理を行う船員の確保と育成のための取り組み等について検討を行います。

近海区域以遠を航行する1,000トン以上の船舶には、船舶料理士の資格を有する者の乗船が義務づけられています。船舶料理士の資格取得のためには、一定期間乗船した実務経験とともに、国家試験である船舶料理士試験に合格することが必要です。

若年層や女性が船員として働くうえで、船内で健康的かつ魅力ある食事を船員に提供できるよう、より早期に資格取得を可能とする方法とともに、内航船における船舶料理士や司厨員の確保育成のために必要な取り組み等について検討を行うことを目的に、「船舶料理士資格の効率的な取得に関する検討会」を下記のとおり開催します。

### 記

1. 日時:平成31年3月12日(火)10:00~12:00
2. 場所:中央合同庁舎3号館10階海事局第5会議室
3. 委員:別紙のとおり
4. 議事:
  - 議題1 船舶料理士資格の効率的な取得に関する検討会について
  - 議題2 第1回委員会における委員からの質問への回答
  - 議題3 船舶料理士及び司厨員に関するアンケート調査の結果について(貨物船事業者及び旅客船事業者)
  - 議題4 今後の方向性(案)

### <取材等について>

- ・会議は非公開ですが、冒頭の撮影のみ可能です。カメラ撮りを希望される場合は、3月11日(月)17時までにFAX(別紙)にてご登録頂き、当日09:45までに直接会場にお越し下さい。
- ・会議資料、議事概要については、後日、国土交通省ホームページに掲載いたします。



【問い合わせ先】  
海事局船員政策課  
労働環境対策室 鈴木、速水  
(代表)03-5253-8111(内線)45-141、45-144  
(直通)03-5253-8652(FAX)03-5253-1643